

平成30年度

安芸太田町教育委員会生涯学習課内研修

生涯学習振興・社会教育の基礎知識

1 生涯学習・社会教育の根拠は？

2 生涯学習振興・社会教育に求められる今日的な役割は？

【ねらい】

自分たちの仕事の根拠となる生涯学習・社会教育関係法令等について理解し、職員に求められる役割について考える。

1 生涯学習・社会教育の根拠は？

生涯学習・社会教育の根拠は・・・

—社会教育に関する法律—

教育基本法

```
graph TD; A[教育基本法] --> B[社会教育法]; B --> C[図書館法]; B --> D[博物館法];
```

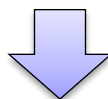
社会教育法

図書館法

博物館法

生涯学習とは・・・

生涯学習とは、自己の充実や生活の向上のために、**人生の各段階での課題や必要に応じて、あらゆる場所、時間、方法により学習者が自発的に行う自由で広範な学習**のことである。



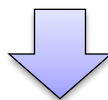
人々が生涯にわたって行うあらゆる学習

教育基本法 第三条(生涯学習の理念)

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

社会教育とは・・・

社会教育とは、教育のうち、**学校又は家庭において行われる教育を除き、広く社会において行われる教育**のことである。



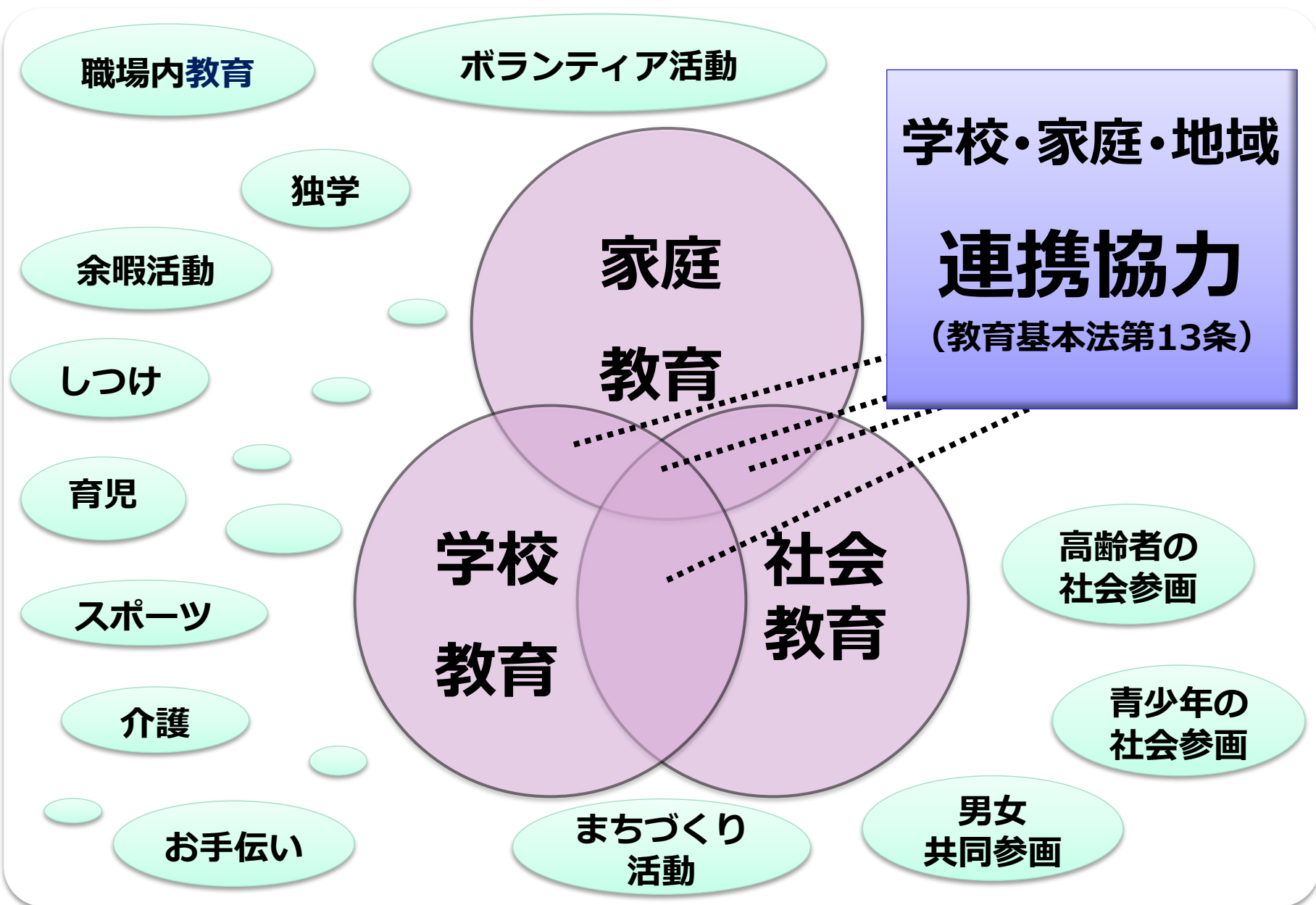
学校教育・家庭教育以外の組織的な教育

教育基本法 第十二条（社会教育）

個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

生涯にわたる学習（概念）



社会教育法(1) 定義

(社会教育の定義)

第二条 この法律で「社会教育」とは、**学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)**をいう。

社会教育法(2) 構成

- 第一章 総則
- 第二章 社会教育主事等
- 第三章 社会教育関係団体
- 第四章 社会教育委員
- 第五章 公民館
- 第六章 学校施設の利用
- 第七章 通信教育

社会教育法(3) 総則(主なポイント)

- **社会教育行政は生涯学習振興に寄与** (第三条2)
 - ▼国及び地方公共団体は, 国民の学習の機会の提供や奨励を行うこと。→**生涯学習の振興**

- **社会教育行政は学校, 家庭, 地域住民等の連携, 協力を促進** (第三条3)
 - ▼学校教育との連携の確保と家庭教育の向上に必要な配慮をすること。→**家庭教育支援**

社会教育法(4)

総則(主なポイント)

● 市町村の教育委員会の事務(第五条)

- ▼ 七 家庭教育に関する情報の提供→情報誌の発行
- ▼ 十 情報の収集や利用を行うために必要な学習の機会を提供すること→パソコン教室, 情報モラル等の講座
- ▼ 十三 児童生徒に対し放課後や休日に学校を利用して学習等の機会を提供すること。→放課後子供教室
- ▼ 十五 地域住民等の学習成果を活用した学校等における教育活動の機会を提供すること。
→地域学校協働活動推進事業
- ▼ 十六 社会教育に関する情報の収集, 整理及び提供に関すること。→学習機会に関する情報提供

(第五条2)

- ▼ 地域住民等と学校との連携協力体制の整備, 地域学校協働活動に関する普及啓発

社会教育法(5) 社会教育主事等(主なポイント)

● 社会教育主事の職務と資格

○社会教育主事は、学校が社会教育関係団体・地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、**その求めに応じて必要な助言を行うことができる。**(第九条の三2)

● 地域学校協働活動推進員(第九条の七)

○教育委員会は、(中略)地域学校協働活動推進員を委嘱

○地域学校協働活動推進員は、(中略)地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

公民館トリビア

日本最初の公民館は 誰が作った？

③ 読売新聞創設者

巨人軍初代オーナーでも
あった 正力松太郎さん



後藤伯記念公民館

社会教育法(6) 公民館(主なポイント)

第二十条

「公民館は、…

住民の教養の向上、

健康の増進、

情操の純化を図り、

生活文化の振興、

社会福祉の増進に寄与することを

目的とする。」

社会教育法(7) 公民館(主なポイント)

第二十二條

- 一 定期講座を開設
- 二 討論会, 講習会, 講演会, 実習会, 展示会等を開催
- 三 図書, 記録, 模型, 資料等を備え, その利用を図る
- 四 体育, レクリエーション等に関する集会を開催
- 五 各種の団体, 機関等の連絡を図る
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供する

社会教育法(8) 公民館(主なポイント)

第二十八条の二

第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について、準用する。

第九条の六(社会教育主事及び社会教育主事補の研修)

社会教育主事及び社会教育主事補の研修の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

社会教育法(9) 公民館(主なポイント)

第二十九条

公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

社会教育法(10) 公民館(主なポイント)

第三十二条

当該公民館の運営の状況について評価を行うと共に、運営の改善に努めなければならない。

第三十二条の二

関係の理解を図ると共に、地域住民等への情報提供に努めなければならないと規定。

- 家庭教育の向上に資すること(第三条)
- 社会教育における学習成果の活用を促す機会の提供とその奨励 (第三条 8)

社会教育に関する法律(1)

- スポーツ基本法
- 文化財保護法（平成30年一部改正）
- 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 男女共同参画社会基本法
- 高齢社会対策基本法
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

など

社会教育に関する法律(2)

現代的課題・地域課題関係

● 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

第二十一条

国及び地方公共団体は、住民が、幼児期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて防災についての理解と関心を深めることができるよう、消防機関等の参加を得ながら、学校教育及び社会教育における防災に関する学習の振興のために必要な措置を講ずるものとする。

● 環境教育による環境保全の取組の促進に関する法律

第九条

国、都道府県及び市町村は、国民が、幼児期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。

● 消費者教育の推進に関する法律

第十三条2

国、地方公共団体及び国民生活センターは、公民館その他の社会教育施設等において消費生活センター等の収集した情報の活用による実例を通じた消費者教育が行われるよう、必要な措置を講じなければならない。

など

2 生涯学習振興・社会教育に求められる 今日的な役割は？

新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について
～知の循環型社会の構築を目指して～（平成20年2月）

○目指すべき施策の方向性

- ①国民一人一人の**生涯を通じた学習**の支援
- ②社会全体の教育力の向上



○施策推進の具体的方策

- ①「**個人の要望**」と「**社会の要請**」のバランス
- ②「**継承**」と「**創造**」等を通じた持続可能な社会の発展
- ③**連携・ネットワーク**を構築して施策を推進

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申) 概要

第1部 今後の地域における社会教育の在り方

(平成30年12月)

＜地域における社会教育の目指すもの＞

1. 地域における社会教育の意義と果たすべき役割

～「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり～

多様化し複雑化する課題と社会の変化への対応の要請

- ・人口減少、高齢化、グローバル化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化、SDGs

⇒ 持続可能な社会づくりを進めるために、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要

- ・人生100年時代の到来、Society5.0実現の提唱等

⇒ 誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取組が必要

社会教育：個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割

人づくり

自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足、自己実現・成長

つながりづくり

住民の相互学習を通じ、つながり意識や住民同士の絆の強化

学びと活動の好循環

地域づくり

地域に対する愛着や帰属意識、地域の将来像を考え取り組む意欲の喚起
住民の主体的参画による地域課題解決

2. 新たな社会教育の方向性 ～開かれ、つながる社会教育の実現～

住民の主体的な参加のためのきっかけづくり

社会的に孤立しがちな人々も含め、より多くの住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化

ネットワーク型行政の実質化

社会教育行政担当部局で完結させず、首長、NPO、大学、企業等と幅広く連携・協働

地域の学びと活動を活性化
する人材の活躍

学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する多様な人材の活躍を後押し

開かれ、つながる社会教育へ

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申) 概要

第2部 今後の社会教育施設の在り方

(平成30年12月)

<今後の社会教育施設に求められる役割>

社会教育施設には、地域の学習拠点としての役割に加え、以下のような役割も期待。

公民館

地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点

図書館

他部局と連携した個人のスキルアップや就業等の支援、住民のニーズに対応できる情報拠点

博物館

学校における学習内容に即した展示・教育事業の実施、観光振興や国際交流の拠点

<今後の社会教育施設の所管の在り方>

地方公共団体から、地方公共団体の判断により、地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することができる仕組み（以下「特例」という。）を導入すべきとの意見が提出。これについて検討し、必要な措置を講ずる必要（「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定））。

生涯学習社会の実現に向けた横断的・総合的な教育行政の展開に向け、社会教育に関する事務については今後とも教育委員会の所管を基本とすべき。

一方、地方の実情等を踏まえ、より効果的と判断される場合には、地方公共団体の判断により地方、公共団体の長が公立社会教育施設を所管できる特例を設けることについて、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に、可とすべき。

「個人の要望」と「社会の要請」のバランス

個人の要望

○住民のニーズ, 興味, 関心, 願い

(例)

- 教養
(英会話, 読書, 地域の歴史, 自然観察)
- 趣味
(茶道, 俳句, 将棋, 音楽, 美術, カメラ, パソコン)
- 健康・スポーツ・レクリエーション
(ハイキング, 自然体験, 親子キャンプ)
- 家庭教育・生活
(子育て, 介護, 料理, 読書, 生きがい…)

社会の要請

○行政として取組まなければならない社会や地域の存続や発展にとって必要な課題

●地域的な課題

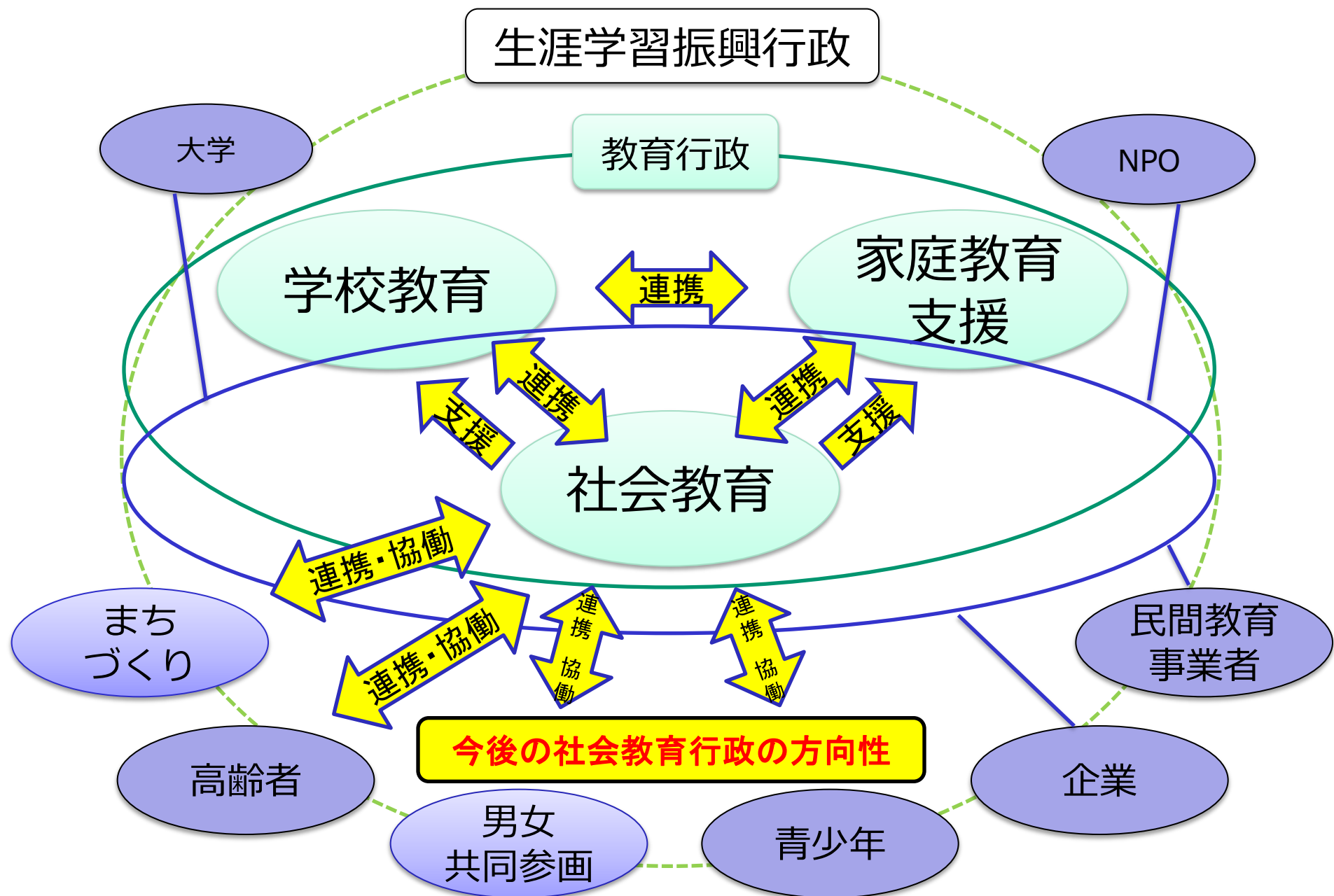
人口減少・高齢化, 地域活性(まちづくり), 絆づくり, 家庭・地域の教育力向上, 防災, 防犯, 伝統文化継承, 生活環境の改善, 地域の担い手(ボランティア)育成…

●現代的な課題

科学技術の高度化, 情報化, グローバル化, 人権, 環境問題, 消費者問題, 男女共同参画, 医療, 福祉, 子供の体験不足, 貧困…

事業や講座 (両者の**バランス**が大切)

生涯学習振興行政



まとめ

- 社会の変化が激しく、地域や社会の課題が複雑・多様化する中で、生涯学習・社会教育を進めて行くためには、“**幅広い視野と 探究心**”が必要です。
- どんな地域で、どんな方が、どんな生活をしているのか。**地域を思い、地域を知る**。地域住民との信頼関係づくり（対話）や心地よいコミュニケーションを進めていきましょう。



生涯学習社会教育関係職員は、地域住民の学びを支援する
“学びのコーディネーター”